

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定による書面)

2024 年 11 月 1 日

積水樹脂株式会社

## 吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2024年8月29日付で滋賀積水樹脂株式会社、北陸積水樹脂株式会社、土浦つくば積水樹脂株式会社及び広島積水樹脂株式会社(以下、総称して「生産子会社4社」といいます。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、生産子会社4社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。

本合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併の効力発生日

本合併は、2024年11月1日に効力を生じました。

#### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

##### (1) 株主の差止請求(会社法第784条の2)の手続きの経過

生産子会社4社は、当社の完全子会社であったため、株主からの差止請求について該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)の手続きの経過

生産子会社4社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求(会社法第787条)の手続きの経過

該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議申述(会社法第789条)の手続きの経過

生産子会社4社は、2024年9月10日付の官報へ合併公告を掲載しましたほか、それぞれ同日付で、自らの知れたる債権者に対して各別に異議申述の催告をしましたが、異議申述期限までに債権者からの申し出はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

##### (1) 株主の差止請求(会社法第796条2項)の手続きの経過

本合併は、当社において、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求(会社法第797条)の手続きの経過

当社は、2024年9月10日付の電子公告において、本合併をする旨及び吸収合併消滅会社である生産子会社4社の商号及び住所を公告しましたが、本合併は、当社において、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、株式買取請求について該当事項

はありません。

### (3) 債権者の異議申述(会社法 799 条)の手続きの経過

当社は、2024 年 9 月 10 日付の官報へ合併公告を掲載し、同日付の電子公告において債権者に対して異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの申し出はありませんでした。

### 4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社から資産、負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

### 5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

生産子会社 4 社の事前開示書面は以下のとおりです。

滋賀積水樹脂株式会社	添付書類①のとおりです。
北陸積水樹脂株式会社	添付書類②のとおりです。
土浦つくば積水樹脂株式会社	添付書類③のとおりです。
広島積水樹脂株式会社	添付書類④のとおりです。

### 6. 本合併による変更登記をした日

2024 年 11 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

### 7. 前項に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項の規定による書面)

2024 年 9 月 10 日

滋賀積水樹脂株式会社

## 吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2024年8月29日付で積水樹脂株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、積水樹脂株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は積水樹脂株式会社の完全子会社のため、本合併に際して対価の交付はありません。

#### 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併存続会社に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

積水樹脂株式会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

##### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の積水樹脂株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の積水樹脂株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における積水樹脂株式会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

#### 7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始後に上記各事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項の規定による書面)

2024 年 9 月 10 日

北陸積水樹脂株式会社

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2024年8月29日付で積水樹脂株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、積水樹脂株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は積水樹脂株式会社の完全子会社のため、本合併に際して対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

積水樹脂株式会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の積水樹脂株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の積水樹脂株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における積水樹脂株式会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始後に上記各事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項の規定による書面)

2024 年 9 月 10 日

土浦つくば積水樹脂株式会社

## 吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2024年8月29日付で積水樹脂株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、積水樹脂株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は積水樹脂株式会社の完全子会社のため、本合併に際して対価の交付はありません。

#### 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併存続会社に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

積水樹脂株式会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

##### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の積水樹脂株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の積水樹脂株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における積水樹脂株式会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

#### 7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始後に上記各事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項の規定による書面)

2024 年 9 月 10 日

広島積水樹脂株式会社

## 吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2024年8月29日付で積水樹脂株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、積水樹脂株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は積水樹脂株式会社の完全子会社のため、本合併に際して対価の交付はありません。

#### 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併存続会社に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

積水樹脂株式会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

##### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の積水樹脂株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の積水樹脂株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における積水樹脂株式会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

#### 7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始後に上記各事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上



# 別紙

## 合併契約書

積水樹脂株式会社(以下「甲」という。)、滋賀積水樹脂株式会社(以下「乙」という。)、北陸積水樹脂株式会社(以下「丙」という。)、土浦つくば積水樹脂株式会社(以下「丁」という。))及び広島積水樹脂株式会社(以下「戊」という。))は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (合併の方法)

第1条 甲、乙、丙、丁及び戊は合併して、甲は存続し、乙、丙、丁及び戊は解散する(以下「本合併」という。)

2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりとする。

(甲) 吸収合併存続会社

商号 積水樹脂株式会社

住所 大阪市北区西天満二丁目4番4号

(乙) 吸収合併消滅会社

商号 滋賀積水樹脂株式会社

住所 大阪市北区西天満二丁目4番4号

(丙) 吸収合併消滅会社

商号 北陸積水樹脂株式会社

住所 石川県能美市吉原釜屋町口1番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号 土浦つくば積水樹脂株式会社

住所 茨城県土浦市東中貫町2番地2

(戊) 吸収合併消滅会社

商号 広島積水樹脂株式会社

住所 広島県庄原市東城町新福代19番地

### (合併対価の交付及び割当)

第2条 甲は本合併に際して、乙、丙、丁又は戊の株主に対し、株式又は金銭等の対価の交付は行わないものとする。

### (甲の資本金及び資本準備金等に関する事項)

第3条 本合併により増加する甲の資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金： 0円

(2) 資本準備金： 0円

(3) その他資本剰余金： 乙、丙、丁及び戊の2024年10月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額

(4) 利益準備金： 0円

(5) その他利益剰余金： 乙、丙、丁及び戊の2024年10月31日現在の利益準備金の額及びその他利益剰余金の額の合計額

### (合併承認決議)

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙、丙、丁及び戊にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

2. 甲、乙、丙、丁及び戊は、合併契約の効力発生日までに、それぞれ取締役会(以下「合併承認取締役会」という。)を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を行うものとする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲、乙、丙、丁及び戊で協議のうえ、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

### (吸収合併の効力発生日)

第5条 本合併の効力発生日は、2024年11月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲、乙、丙、丁及び戊で協議のうえこれを変更することができる。

(会社財産の引継)

第6条 乙、丙、丁及び戊は、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

2. 乙、丙、丁及び戊は、2024年3月31日から効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

(会社財産の管理等)

第7条 乙、丙、丁及び戊は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲、乙、丙、丁及び戊で協議し、合意のうえこれを行う。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙、丁又は戊の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊で協議のうえ合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第4条に定める甲、乙、丙、丁及び戊の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約書に定めのない事項)

第10条 本契約書に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲、乙、丙、丁及び戊で協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙、丙、丁及び戊はその写しを保有する。

2024年8月29日

甲 大阪市北区西天満二丁目4番4号  
積水樹脂株式会社  
代表取締役社長 馬場 浩志

乙 大阪市北区西天満二丁目4番4号  
滋賀積水樹脂株式会社  
代表取締役社長 西尾 重亮

丙 石川県能美市吉原釜屋町口1番地  
北陸積水樹脂株式会社  
代表取締役社長 下西 淳也

丁 茨城県土浦市東中貫町2番地2  
土浦つくば積水樹脂株式会社  
代表取締役社長 石森 敬司

戊 広島県庄原市東城町新福代19番地  
広島積水樹脂株式会社  
代表取締役社長 辻 祐爾

（前略）



（善敷）



（中略）

（代）



（取）

（後略）

日 〇 月 〇 日

（署名欄）



（署名欄）

（署名欄）



（署名欄）

（署名欄）

（署名欄）